

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する省令案に対する意見募集
(原子力施設の防護措置の強化等)

平成24年2月23日
経済産業省
原子力安全・保安院
原子力防災課

原子力施設において講ずべき防護措置の内容を規定している省令の改正を予定しています。

つきましては、本件に関し広く国民の皆様から御意見をいただきたく、下記の要領にて意見の募集をいたします。

記

【意見募集要領】

1. 意見公募の対象

- ・核原料物質又は核燃料物質の製錬に関する規則（昭和三十二年総理府・通商産業省令第一号）
- ・核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）
- ・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）
- ・研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十二号）
- ・使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第一百十二号）
- ・使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）
- ・核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）
- ・核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）
- ・核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）

2. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)における掲載
- (2) 経済産業省ホームページのパブリックコメントのページ
(<http://www.meti.go.jp/feedback/index.html>)から入手できます。

3. 意見募集期間(意見募集開始日及び終了日)

平成24年2月23日(木)～3月23日(金) (※郵送の場合は必着)

4. 意見提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で御記入の上、次に掲げるいずれかの方法で送付して下さい。
なお、電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

(1)FAXの場合

FAX番号： 03-3580-8539

経済産業省原子力安全・保安院原子力防災課 パブリックコメント担当 宛

(2)郵送の場合

〒100-8986 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省原子力安全・保安院原子力防災課 パブリックコメント担当 宛

(3)電子メールの場合

電子メールアドレス：bousai-gyomu@meti.go.jp

経済産業省原子力安全・保安院原子力防災課 パブリックコメント担当 宛

※電子メールの件名を、「原子力施設の防護措置の強化等に関する意見」として下さい。また、ファイル形式をテキスト形式にして送付して下さい。

※なお、誠に勝手ながら、資料のコピー依頼、郵送及びFAX送付依頼については応じかねますので、御了承下さい。

5. その他

- 皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。
- 御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。
- 御意見に附記された氏名、連絡等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

